

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一一五号)

一、提案理由(平成一六年四月一三日・衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会)

井上国務大臣 ただいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案及び国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

……………(略)……………

最後に、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について御説明申し上げます。

武力攻撃事態等に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の的確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際強調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

このような趣旨から、事態対処法第二十一条第二項では、「事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならぬ。」と規定しており、本法律案はこの規定を受けて、国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、締結について御承認をいただくため今国会に提出されているジュネーブ諸条約第一追加議定書の実施のために必要である重要な文化財を破壊する罪、捕虜の送還を遅延させる罪、占領地域に移送する罪及び文民の出国等を妨げる罪の新設等、所要の法整備を行うこととしております。

重要な文化財を破壊する罪は、武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品または礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊する行為を処罰することとしております。

捕虜の送還を遅延させる罪は、捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合等において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国等への捕虜の送還を遅延させる行為を処罰することとしております。

占領地域に移送する罪は、占領に関する措置の一環として占領地域に入植させる目的

で、自国民等を占領地域に移送する行為を処罰することとしております。

文民の出国等を妨げる罪は、出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げる行為等を処罰することとしております。

第二に、これらの行為その他のジュネーブ諸条約等が規定している重大な違反行為について、これらの条約による国外犯の処罰を可能とするため、所要の法整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長報告（平成一六年五月二 日）

自見庄三郎君 ただいま議題となりました各案件につきまして、武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際人道法違反処罰法案について申し上げます。

本案は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法的確な実施を確保しようとするものであります。

……………（略）……………

以上各案件は、去る三月九日に本院に提出され、四月十三日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日各案件を一括して議題とし、井上国務大臣、石破防衛庁長官及び川口外務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十四日質疑に入り、四月十九日及び二十六日に小泉内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行い、二十三日には参考人から意見を聴取するなど、審査を重ねてまいりました。

去る五月十四日、民主党・無所属クラブより、国民保護法案及び特定公共施設利用法案に対し修正案がそれぞれ提出され、同日提出者から趣旨の説明を聴取し、昨十九日には各案件及び両修正案を一括して議題とし、質疑を行いました。

同日、民主党・無所属クラブ提出の両修正案について撤回を許可した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派から、国民保護法案に対し、事態対処法に緊急処理事態対処方針に関する規定を設け、事態の認定を含む同対処方針の国会の承認に係る所要の規定を置くとともに、国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、同対処方針の廃止について閣議の決定を求めなければならないことなどを主な内容とする修正案が、また、特定公共施設利用法案に対し、国民保護法案の修正に伴い、緊急処理事態の定義は事態対処法によるものとする内容を内容とする修正案がそれぞれ提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、各案件及び三派共同提出の両修正案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行いました。同日各案件及び両修正案に対する質疑を終了し、国民保護法案に対する修正案について内閣の意見を聴取い

たしました。

本日、討論を行い、採決を行いました結果、国民保護法案及び特定公共施設利用法案はいずれも賛成多数をもって三派共同提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決し、米軍行動関連措置法案外四法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、日米物品役務相互提供協定改正協定は賛成多数をもって、ジュネーブ条約第一追加議定書及び第二追加議定書はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長報告（平成一六年六月一四日）

清水達雄君 ただいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案外九案件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

十案件は、昨年成立いたしました武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法において、国民の保護のための法制を始めとする武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備する旨が規定されていることを受け提出されたものであります。

以下、各法律案及び条約の内容について御説明申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際人道法違反処罰法案は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するため、国際人道法に規定する重大な違反行為の処罰について定めるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、十案件を一括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取するとともに、国民保護法案及び特定公共施設利用法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員久間章生君より衆議院の修正部分の説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣に対する質疑を行ったのを始め、井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、関係大臣等に対して質疑を行ったほか、四名の参考人から意見を聴取しました。

委員会における主な質疑の内容は、憲法と有事法制との関係、有事法制についての国民の理解、武力攻撃事態の具体的な想定と国民の保護のための措置の実効性、我が国への大規模侵略の可能性、国民保護措置の実施に当たっての基本的人権の尊重と迅速な権利救済策、国民の保護に関する基本指針、計画等の策定スケジュール、武力攻撃事態における国と地方の役割分担、国民の協力と役割、緊急事態に対処するための基本法と組織整備、周辺事態と特定公共施設利用法案の適用関係、有事における非核三原則の適用問題、米艦船に対する攻撃と武力攻撃事態との関係、日米共同対処時における指揮権、

海上輸送規制措置の国際法、憲法上の根拠、無防備地区の宣言における自治体の関与と米軍施設との関係、イラク人捕虜虐待問題と日米共同対処時の米軍による国際人道法違反への対応、国際刑事裁判所規程の早期締結、武力攻撃事態等における米軍への物品役務の提供等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉親司理事より国民保護法案外六法案及び日米物品役務相互提供協定の改正協定に反対、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書に賛成、民主党・新緑風会の若林秀樹理事により十案件に賛成、社会民主党・護憲連合の大田昌秀委員より国民保護法案外六法案及び日米物品役務相互提供協定の改正協定に反対、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書に賛成、自由民主党及び公明党を代表して公明党の高野博師理事より十案件に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、国民保護法案、米軍行動関連措置法案、特定公共施設利用法案、国際人道法違反処罰法案、海上輸送規制法案、捕虜取扱い法案及び自衛隊法改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、日米物品役務相互提供協定の改正協定は多数をもって、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書は全会一致をもっていずれも承認すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。